**（入札資料１）**

一般競争入札説明書

入札参加者は、この入札説明書のほか、「入札公告」及び「入札心得」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

１　入札に付する事項

(1)　調達物品の名称及び数量等

　　　令和７年度から令和８年度までにおける

大阪急性期・総合医療センターで使用する都市ガスの調達に係る単価契約

契約年間使用量　1,592,000㎥

(2)　仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3)　業務履行期間

　　 履行期間：令和７年12月１日から令和８年11月30日まで

(4)　履行場所

大阪急性期・総合医療センター

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項に掲げる者

ク　地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第３条第４項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　 国内に事業所を有しない者にあっては、事業所の所在する国における(3)から(5)までに掲げる税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。

(7)　 都市ガスの調達に係る単価契約について締結した契約を、令和元年４月１日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは１年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。

(8)　 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第３条の規定に基づき経済産業大臣の登録を受けており、本入札参加申請期限までに大口供給に係る供給条件を定めていること。

(9)　この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められる者

ウ　大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(10)　 令和７・８・９年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「高圧ガス（種目コード34）」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者で、この入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア　資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570　大阪市中央区大手前二丁目

（TEL（06）6944-6644）

大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ

イ　申請の方法

大阪府電子契約システム（<https://eawww.e-nnyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>）において、必要な事項を入力し、添付資料を登録して送信する。

ウ　申請期限

令和７年７月29日（火）午後４時

エ　その他

詳細は、イの大阪府電子契約システムの説明による。

３　入札参加資格審査の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の有無の審査を受けるため、３(3)ウに掲げる書類（以下「入札申請書類」という。）を３(3)アの期限までに提出し、確認を受けなければならない。なお、期限までに入札申請書類を提出しなかった者及び入札参加資格があると認められなかった者は、この入札に参加することができない。

(1)　交付期間

令和７年７月16日（水）午前10時から８月１日（金）午後５時まで

(2)　交付方法

大阪急性期・総合医療センターより交付する。

ホームページURL：<https://www.gh.opho.jp/>

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、大阪急性期・総合医療センター事務局施設設備管理グループにて交付する。この場合の交付期間は上記(1)と同様とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

(3)　入札参加資格審査申請書類の提出期間、提出場所及び提出書類等

ア　提出期間

上記(1)と同様とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

イ　提出場所

大阪市住吉区万代東三丁目１番56号

大阪急性期・総合医療センター事務局　施設設備管理グループ

（TEL(06)6692-1201　内線5030

ウ　提出書類

(ｱ)　「一般競争入札参加資格審査申請書」（様式第１号）

(ｲ)　２(7)に係る「契約（取引）実績等調書）」（様式第２号）

(ｳ)　２(7)に係る契約書の写し又は契約(取引)実績に係る証明書」（様式第３号）

(ｴ)　「委任状」（様式第４号）

※　今年度の大阪府入札参加資格者と相違（内部委任）がある場合のみ必要

(ｵ)　入札参加資格審査結果通知用封筒

※　長形３号封筒に送付先を明記し、切手460円分（書留郵便代）を貼付のこと。

（普通郵送料110 円＋簡易書留料金350 円）

(4)　提出方法

提出方法は、持参、郵便書留又は宅配便（受領確認がとれるものに限る）とし、電送による申請は認めない。

(5)　その他

入札申請書類の作成費用は提出者の負担とし、提出された入札申請書類は返却しない。

４　入札参加資格の結果について

(1)　入札参加資格審査の結果は、令和７年８月15日（金）付で、申請者に対して「入札参加資格審査結果通知書」を通知する。

(2)　この資格の有効期限は、資格を付与された日から、この入札により契約者が決定される日までとする。

５　入札に関する質問と回答

仕様内容に関する質疑応答は、次のとおりとする。

(1)　質疑受付期間

令和７年７月16日(水)午前10時から８月１日(金)午後５時まで

(2)　質疑の方法

「質問書」（様式第５号）を添付した電子メールにより、以下の質問提出先まで提出すること。

質問の提出先：大阪急性期・総合医療センター事務局　施設設備管理グループ

電子メールアドレス： setsubi@opho.jp

(3)　質疑の回答日

令和７年８月15日(金)

(4)　回答の方法

電子メールで入札参加資格を有する者全員に通知する。

６　入札の日時及び場所

(1)　日時

令和７年８月28日（木）午前10時

(2)　場所

大阪市住吉区万代東三丁目１番56号

大阪急性期・総合医療センター本館５階　小セミナー室

７　入札の方法

(1)　入札参加資格者は、「一般競争入札心得」（入札資料２）を遵守の上、所定の「入札書」（様式第６号）「入札内訳書」により入札を行うこと。

(2)　入札書は、持参、郵便書留又は宅配便（受領確認がとれるものに限る）とし、電送による申請は認めない。

(3)　入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの「委任状」（様式第７号）を持参し、提出すること。

(4)　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

８　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

　　日本語及び日本国の通貨

９　入札保証金

免除する。

10　入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの「一般競争入札説明書」（入札資料１）及び「一般競争入札心得」（入札資料２）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において２の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

また、入札書と入札内訳書が一致しない入札は、無効とする。

11　落札者の決定方法

入札を行った者のうち、契約事務取扱規程第８条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

12　契約書等に関する事項

(1)　契約書を作成する。

(2)　誓約書の提出の確認

落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに提出しなければならない。なお、誓約書を提出しないときは契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

(3)　落札決定の日から契約締結の日までの期間において次のうちアに該当した者とは契約せず、イからウに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア　暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められる場合。

イ　大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

ウ　大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合。

(4)　(3)アからウまでにより、落札者と契約を締結しない場合であっても、大阪急性期・総合医療センターは一切の責めを負わないものとする。

(5)　落札者が契約を締結しないとき、契約予定金額の100分の２に相当する額を大阪急性期・総合医療センターに支払わなければならない。

13　契約保証金

契約事務取扱規程第26条第１項第８号に該当するため、契約保証金の全額を免除する。

14　苦情申立て（政府調達に関する協定関係）

(1)　入札参加資格申請等、本件調達手続において、効力を有する政府調達に関する協定（平成７年12月８日公布条約第23号）の規定に有する事実があると判断する場合は、地方独立行政法人大阪府立病院機構政府調達苦情検討委員会（連絡先：同機構本部事務局業務支援・改革グループ、電話06-6809-5318）に対して苦情申立てを行うことができる。

(2)　本件調達手続における上記(1)の苦情の申立てがあり、地方独立行政法人大阪府立病院機構政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件調達手続の停止等を行うことがある。